

自動車運転免許取得助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定
令和 6 年 4 月 26 日一部改正
公益社団法人沖縄県トラック協会

（事業趣旨）

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、雇用対策の一環として、若手ドライバーの人材確保・育成のために、従業員に大型免許、中型免許（限定解除含む）、準中型免許（限定解除含む）、けん引免許を取得させる貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

（対象運転免許）

第 2 条 助成の対象となる免許の種類は次に掲げるものとする。

- （1）大型免許：車両総重量 11 トン以上の自動車を運転できる免許
- （2）中型免許：車両総重量 7.5 トン以上 11 トン未満の自動車を運転できる免許
- （3）準中型免許：車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満の自動車を運転できる免許
- （4）けん引免許：車両総重量が 750 kg を超える車を牽引する場合に必要な運転免許
- （5）限定解除：中型免許、準中型免許に限定条件が付与されている場合の解除

（助成対象）

第 3 条 運送事業者の従業員が前条に掲げる免許を当該年度の 4 月 1 日から 1 月末日、及びその前年度（4 月 1 日から 3 月末日）の間に免許取得、または限定解除に要した全額費用を運送事業者が支払った場合（消費税を除く）、その一部について助成を行うものとする。

（助成金の対象範囲及び助成金額）

第 4 条 運送事業者に助成する交付は、2 人（同一従業員 1 回限り）を限度とする。

- 2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条のいずれかの免許を取得した場合、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、大型免許取得については 60,000 円、中型免許、準中型免許、けん引免許取得については 40,000 円、限定解除（中型免許、準中型免許）は 20,000 円とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、大型免許取得については 12,000 円、中型免許、準中型免許、けん引免許取得につき 8,000 円、限定解除（中型免許、準中型免許）は 4,000 円とする。複数の種類の免許を同時に取得した場合は、助成額の高い方に準ずる。
- 3 準中型免許取得については、別途全日本トラック協会が実施する「若年ドライバー確保のための運転免許取得助成事業交付要綱」等に基づき、助成金を交付する。

（実績報告及び助成金の請求）

第 5 条 運送事業者は、従業員が免許取得したときは、第 6 条の期日までに、様式 1「自動車運転免許取得助成金実績報告書(兼)請求書」（以下「請求書」という。）、免許証（取得後）の写し、健康保険被保険者証の写し、または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、並びに教習所等への費用支払い領収書等の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第6条 前条の助成金交付請求期限は免許取得した日の属する会計年度の1月末日までとする。

ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第7条 沖ト協は、第5条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 運送事業者は、助成金交付後に虚偽の事実が判明した場合及び、当該免許取得者が免許取得後1年以内に退職した場合には、速やかに沖ト協に報告し、助成金を返還しなければならない。

(報告)

第9条 沖ト協は、この要綱に定める助成制度に関して、運送事業者に必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成24年6月29日）

第1条 本要綱は平成24年9月29日より適用する。

附則（平成25年5月30日）

第1条 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成27年4月30日）

第1条 本要綱は平成27年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成28年4月27日）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

附則（平成29年4月27日）

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

附則（平成30年4月25日）

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則（令和5年4月26日）

第1条 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

附則（令和6年4月26日）

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成金 交付要綱

平成29年3月24日 制 定
令和7年3月19日一部改正
公益社団法人 全日本トラック協会

（事業趣旨）

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、トラックドライバーの高齢化が進行し、トラックドライバー不足の状況が継続している状況に鑑み、若年ドライバー・外国人ドライバー（以下「若年ドライバー等」という。）の採用を支援するため、都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて、地ト協会員事業者（以下「事業者」という。）が新たに運転者として採用した若年ドライバー等の（1）特例教習の受講、（2）準中型免許取得及び（3）外免切替講習の受講に要した費用の一部を助成する。

（定義）

第1条の2 この要綱において使用する用語の意義は、以下の各項に定めるところによる。

- 2 「特例教習」とは、中型免許・大型免許の取得に係る年齢要件・運転経歴要件を引き下げる受験資格特例教習をいう。
- 3 「外免切替講習」とは、指定自動車教習所等が実施する、普通免許・準中型免許に係る外国免許切替手続における技能確認・知識確認に合格するために必要な技能・知識を習得させるための講習をいう。

（助成対象）

第2条 助成の対象となる経費は、次のいずれかのために指定自動車教習所等で要した費用とする。

- （1）特例教習の受講
- （2）準中型免許のうち
 - ①準中型免許の新規取得（以下「準中取得」という。）
 - ②5トン限定準中型免許の限定解除（以下「限定解除」という。）
- （3）外免切替講習の受講（普通免許又は準中型免許に係るものに限る。以下同じ。）

（助成金の交付予算額）

第3条 助成金の交付予算額は、98,700,000円とする。

(助成額)

第4条 助成金は、事業者が別に定める要件を満たす従業員に、特例教習の受講、準中取得もしくは限定解除又は外免切替講習の受講に係る費用を負担した場合に、特例教習の受講は10万円、準中取得は4万円、限定解除は2万5千円、外免切替講習の受講は4万円を上限として交付する。

2 1事業者あたりの助成額の上限を30万円とする。

3 従業員が個人で負担した費用については、全ト協は助成金を交付しない。

4 全ト協と地方ト協、国、地方自治体又はその他団体等の助成金等の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

(実績報告及び助成金の請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする地方ト協は、別に定める期日までに様式1「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を全ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 全ト協は、前条に基づき実績報告及び助成金の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、地方ト協に対して助成金を交付する。ただし、予算に達した時点で、締め切りとする。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第7条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(実施要綱等の提出)

第8条 地方ト協は本事業に係る実施要綱等を定め、あらかじめ全ト協会長に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成29年3月24日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

(附則) (平成30年3月14日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

(附則) (平成31年3月25日)

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

(附則) (令和2年3月11日)

第1条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

(附則) (令和3年4月1日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

(附則) (令和4年3月10日)

第1条 本要綱は令和4年4月1日より適用する。

(附則) (令和5年3月15日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

(附則) (令和5年9月28日)

第1条 本要綱は令和5年9月28日より適用する。

(附則) (令和6年3月27日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

(附則) (令和7年3月19日)

第1条 本要綱は令和7年4月1日より適用する。

**若年ドライバー等確保のための
運転免許取得支援助成事業における助成金交付要件（第4条関係）**

1. 特例教習の受講又は準中取得もしくは限定解除に係る要件

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- ①当該事業者が、令和6年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ②当該運転者が、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- ③当該運転者が、令和6年4月1日以降に、指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了し、または準中型免許を取得していること。
- ④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

2. 外免切替講習の受講に係る要件

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- ①当該運転者が、自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）に合格していること。
- ②当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること。
- ③当該運転者が、令和6年4月1日以降に、受講し、外免切替（普通免許又は準中型免許）における技能確認・知識確認に合格していること。
- ④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて運転者として在籍していること。

以 上